

江戸川グラウンド使用に関する陳情

(文教委員会付託)

受理番号 第 123 号

受理年月日 平成30年10月12日

付託年月日 平成30年10月24日

陳情者
.

陳情原文 この度、江戸川区区内において幼児向けの英会話サッカースクールを開校いたしたいと思い、レッスン場所を探しておりましたところ、江戸川グラウンドでは、子供向けに場所を無料で提供していると知りました。当スクールでは、レッスン対象が幼児向けであること等を加味して、下記の条件で探しておりました。

地面が転んでも怪我になりづらい芝または野原

親の送り迎えを考慮して交通アクセスの良い所(無料駐車場があり駅から近い)

上記条件で探しておりますと京成江戸川駅に近い江戸川グラウンドの野球場や運動場またはソフトボール場があることがわかりましたが、江戸川区役所のスポーツ振興課スポーツ係の担当者に「平日にサッカーのレッスンを京成江戸川駅に近い野球場かソフトボール場または運動場にて行いたい」と伝えたところ、使用目的が違うので貸せないとの返答でした。つまり、サッカーやその他のスポーツ、アクティビティのレッスン等を行いたいと望む江戸川区民は利便性の悪い他の運動場または高額な民間の施設でしか行えません。

当スクールは、平日のみの開催を予定しており、江戸川サッカー場では平日は駐車場が使えないため、保護者の送り迎えがバスや自転車のみになってしまい、交通の利便性が大きく損なわれます。また、サッカー場が全面芝や野原ではないためすぐに転んでしまう幼児では怪我をすることが予想されます。

現状の江戸川区役所の江戸川グラウンド使用に関する見解は野球などの一部スポーツを特別視し、その練習場を交通利便性の高い場所に配置しているように推察いたします。週末などの利用者が多数の場合であれば利用者の多いスポーツが優遇されるのは理解できますが、施設予約システム「えどねっと」を見ている限り、平日の利用者がほとんどいない京成江戸川駅周辺の江戸川グラウンド(京成江戸川駅に近い野球場かソフトボール場または運動場)において、他のスポーツ利用者の利便性を損ない差別するのは法の下での平等という観点からも疑問を生じさせ、また江戸川区民全体の財産である江戸川グラウンドを有効活用しているとは言えない現状で

(裏面に続く)

あると考えます。税金で賄われている区の財産が一部の人たちだけを利するような現状は平等であるのでしょうか。

空いているグラウンドを有効活用したいとの要望が通るように切に願います。

つきましては、貴議会において江戸川グラウンドの野球場、ソフトボール場または運動場の多目的使用の許可を施設利用者に出すよう下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 京成鉄橋上流野球場、江戸川ソフトボール場、市川橋上流野球場の一部または全面においての野球やソフトボールなどの使用目的に固定されず、サッカーに使用するなどの柔軟な施設の利用許可。
- 2 一部のスポーツのみを利することのない運営のお願い。